

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくらんぼの会（以下「法人」という。）の理事・監事・評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

~~第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。~~

~~2 前項の報酬の額は、月額0円とする。~~

役員等の報酬等は社会福祉法人さくらんぼの会定款第九条および第二四条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、出張旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

(改正)

第4条 この規程の改正については、~~理事会~~評議員会の議決を要する。

付 則

この規程は、2017年6月5日から施行する。

この規程は、2017年8月22日から施行する。